

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 RIZOEV Musojon Mansurovich

論 文 題 目 FOREIGN DIRECT INVESTMENT FACILITATION:  
LESSONS FOR UZBEKISTAN  
(外国直接投資の促進：ウズベキスタンへの教訓)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則

名古屋大学大学院法学研究科教授

コロンボ ジョルジョ

## I 審査論文の概要

### 1 論文の位置づけ

本論文のテーマは、「外国直接投資の円滑化：ウズベキスタンへの教訓」というものである。

本論文は、ウズベキスタンへの外国直接投資を促進する手段として、「投資円滑化 (investment facilitation)」という手法に着目し、当該手法をウズベキスタンに導入するための具体的方策を検討したものである。

### 2 本論文の構成

本論文は 6 章から成る。

第 1 章「序論」では、1990 年代前半の独立以降、ウズベキスタンが数多くの国際投資協定を締結し、また、投資に関する国内法を整備したにも拘らず、外国直接投資が増えないこと、その要因として、法的な予測可能性の欠如、紛争解決手続における実効性の欠如、及び、公的機関の能力や答責性の欠如等があることが先ず指摘される。その上で、ウズベキスタンのような発展途上国において、より好意的な投資環境を創出するために政府はどうすべきか、という本論文の問題設定が示される。そして、法的枠組と実際の投資環境とのギャップを埋める手法として近時注目されている「投資円滑化」(外国投資家が投資を行うのを容易にするため、投資受入国における外国直接投資に関する法的枠組と他の促進活動を効果的なものにする)ことを目指した一連の政策及び活動)、とりわけ国連貿易開発会議 (UNCTAD) の外国直接投資円滑化アクションメニューを参考に、途上国の一つであるウズベキスタンの文脈において適切な政策を提言するという本論文のアプローチ、及び、全体の構成が述べられる。

第 2 章「外国直接投資と経済成長」では、検討の前提として、そもそも外国直接投資と経済成長との間に直接の関係があるのかという問題について、議論状況が確認される。この点についての実証研究は限られているが、著者は、少なくとも両者の間には密接な関係が存在すると言える。と述べ、外国直接投資が投資受入国の経済環境にポジティブな影響を与えるための要因として、受入国の財政・金融・貿易政策といったマクロ政策、規制枠組、社会基盤の 3 点を指摘する。そして、著者は、このうち特に規制枠組の重要性に注目し、それが非効率で恣意的である場合の問題点 (費用、遅延、リスク) を挙げ、途上国が投資を呼び込むために十分な規制枠組を持つ必要があると述べる。

第 3 章「ウズベキスタンにおける外国直接投資に関する法的枠組の概観」では、ウズベキスタンがその規制枠組において魅力的な投資先でない要因が分析される。ここでは、整備された法典と実際の運用とのギャップを探るため、前政府官僚、ビジネスオンブズマンの職員、外国投資家、及び、投資関連弁護士へのインタビューの結果が用いられる。先ず、ウズベキスタンにおける外国投資関連法として、1998 年の外国投資法、及び、外国投資家の権利を保護する

ための保証と措置についての法、また、2019年にこれらの法を統合した、投資及び投資活動についての法が紹介される。そして、これらの法には、公正衡平待遇、国有化に対する保護、安定化条項、追加的保証、投資契約締結手続、ライセンス・許可発行等についての規定が盛り込まれており、国際的に見て進歩的な内容となっていることが確認される。その上で、インタビューの結果に基づき、外国直接投資に関する現実的な障害として、実行メカニズムの欠如、政府機関内での調整や相互チェックメカニズムの貧弱さ、答責性の欠如、外国投資家に対する官吏による問題ある行動、外国投資家に対する諮問メカニズムの欠如、法システムにおける透明性の欠如、及び、苦情・紛争処理手続における実効性の欠如が同定される。

第4章「投資円滑化」では、途上国における投資環境の改善に関し、近時注目されている「投資円滑化」が論じられる。先ず、「投資円滑化」という概念が、世界貿易機関（WTO）における貿易円滑化の概念から派生したものであること、また、特別区の設定等の活動を含む投資促進（promotion）の概念と異なり、公的ガバナンスにおける能力向上と効率性の増加に関するものであることが確認される。その上で、投資円滑化に関する国際機関によるイニシアティブとして、アジア太平洋経済協力（APEC）による2008年の投資円滑化アクションプラン、経済協力開発機構（OECD）による2015年の投資のための政策枠組、及び、UNCTADのグローバルアクションメニューが紹介され、夫々の文書についてその得失が論じられる。これらの分析を踏まえ、著者は、投資円滑化に特定した提言であるUNCTADのアクションメニューが、ウズベキスタンのような途上国には最も有益であると主張する。そして、このアクションメニューが有益であることの一例として、実際に、そのLine 4（投資政策実務における利害関係者間の建設的な関係の構築）に基づき、ウズベキスタンが2019年に外国投資評議会（Foreign Investors Council）を設置した点が挙げられた上で、ウズベキスタンの文脈において重要な具体的項目として、Line 1とLine 2（投資政策、規制、手続における窓口の一本化による予測可能性、透明性、一貫性の促進）、Line 3（顧客憲章を作成することによる投資行政手続の効率化の促進）、及びLine 5（投資家からの提言・苦情を処理するための主導機関、フォーカルポイントの指定）の意義が強調される。

第5章「投資円滑化におけるベスト・プラクティス：ウズベキスタンへの教訓」では、第4章で挙げられた夫々の項目について、UNCTADの技術支援プロジェクトを通じて試行されたベストプラクティスが紹介され、当該プラクティスのウズベキスタンへの応用可能性が検討される。第一に、顧客サービス憲章についてである。これは、機関・組織が顧客に対するコミットメントを書面で掲げたものであり、具体的には、機関・組織の使命、手続に要する時間、苦情等のフィードバックを受け付ける相互メカニズム、連絡先等が記される。ここでは、ウガンダにおける成功例が確認され、そのウズベキスタンへの導入が提唱される。第二に、窓口の一本化とオンラインプラットフォームの創設についてである。この点については、既に2017年に、ウズベキスタンにおいて一定程度導入が図られており、ここでは、その成果が評価されると共に、当該制度が投資契約の締結についてまでは及んでいないという問題点が指摘され、さらなる改善が求められる。第三に、苦情・紛争解決処理手続としての、投資オンブズマンの

設置についてである。ここでは、韓国がその成功例として紹介され、ウズベキスタンにおいて同国をモデルとした新たなオンブズマン制度の導入が提唱される。

最後に、第6章「結語」において、その内容が総括され、本論文は締め括られる。

尚、付録として、著者が実施したインタビューの要旨が示されている。

## II 評価

### 1 学問的寄与

外国直接投資に関し、1990年代以降、先進国や国際機関の援助により法的枠組を整備したにも拘らず、実際の運用に問題があり、投資が伸びないという問題を抱える途上国は少なくない。本論文は、このような制定法的枠組と実務上の運用とのギャップをどのように解消し、投資を増加させるかという問題について、ガバナンスの観点から、一定の政策提言を試みたものである。著者は、本研究科の博士課程教育リーディングプログラム「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」に所属しており、本論文は、グローバルな課題に法制度設計の観点から具体的な提言を行うことの出来るリーダーの育成を目指す同リーディングプログラムに相応しい内容となっている。

本論文の具体的意義は、以下の点に求められる。

先ず、提言を導くために本論文が採用した手法についてである。上述した本論文の問題設定に対しては、従来の裁判例・学説の検討を基礎とした解釈論的手法は使えないため、一定の工夫が必要となる。この点につき、著者は、インタビューによる問題の同定、国際機関による政策提言の比較・検討、及び、ケーススタディの分析といった形で一定の回答を試みており、その創意工夫についてはそれなりに評価出来るだろう。

また、第5章において著者が提唱する、顧客サービス憲章の導入、窓口の一本化とオンラインプラットフォームのさらなる拡張、新たなオンブズマン制度の導入といったウズベキスタンへの具体的提言も、ウズベキスタンの現状を踏まえていると言え、それ程大胆なものではないものの、実現可能性という点からは説得的であって評価出来る。

さらに、投資円滑化を対象とした研究は、世界的に見てもまだそれ程活発ではなく、本論文はこの問題に関する先駆的研究の一つであると言えることが出来る。また、本研究は、直接的にはウズベキスタンにおける改革を対象としているが、他の途上国における投資円滑化に関しても一定の示唆を与えるものである。本論文は、この点でも評価出来るだろう。

### 2 本論文の問題点とそれに対する評価

だが、本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

第一に、ケーススタディが必ずしも十分とは言えないことである。著者は、ウガンダ及び韓国における投資円滑化に関する成功例を挙げ、関連する制度のウズベキスタンへの導入を提言しているが、ウズベキスタンとこれらの国々との間の社会的文脈の相違に踏み込んだ検討が十分になされているとは言い難い。

第二に、著者が採用したインタビューという手法に不十分さが残ることである。ウズベキスタンの政治状況からしてインタビュー先の情報を開示することに困難であることは理解出来るものの、インタビュー対象者の属性は可成一般的な形でしか示されておらず、またその人数も少いため（5名）、定性的な調査としても十分であったと言えるかどうかという点にはやや疑問も残る。

第三に、著者の提言をウズベキスタン政府が実際に導入する際に生じ得る困難についての検討がなされていないことである。本論文のテーマが実践的な政策提言であるだけに、この点についてはやや不満が残る。

以上のような問題点もあるものの、上述した本論文の意義を考慮すれば、本論文は博士（比較法学）に十分な水準にあると評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、ウズベキスタンにおける外国直接投資を促進するための具体的方策を提言するものであり、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、UNCTADのアクションメニューに関する諸外国の実行の、ウズベキスタン国内法への応用可能性を念頭に置いている（B）。本論文のテーマは、申請者の母国であるウズベキスタンにおける外国直接投資の促進という問題を扱っており、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。本論文は、ウズベキスタンにおいて、より好意的な投資環境を創出するために政府はどうすべきか、という問いに対し、UNCTADのアクションメニューを参考に、顧客サービス憲章の導入、窓口の一本化とオンラインプラットフォームのさらなる拡張、及び、新たなオンブズマン制度の導入という回答を示したものであり、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える（D）。さらに、本論文は、未だ議論が活発になされているとは言い難い投資円滑化という手法を正面から採り上げたものであって、従来の研究と比較して独自性が認められる（E）。そして、論証は、理論的にもそれなりに堅固であり、予想される批判に対する自分なりの回答が用意されている（F）。このように、本論文は、判定基準を十分に充たすものとなっている。

### III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。